

お知らせ 9月号



社会保険労務士法人 作道事務所

労働保険事務組合 栃木労務管理協会

TEL:0285-23-6172 FAX:0285-23-7279

ホームページ <https://www.sabg.jp>E-mail slm_info@sabg.co.jp

社会保険労務士法人作道事務所運営 労働保険事務組合栃木労務管理協会

令和6年度 労働保険料確定申告・納付のご報告について



令和6年度確定保険料は「お知らせ7月号」で速報の通り事務受託事業所皆様のご理解により法定納期までに申告納付致しました。申告概要を次の通りご報告申し上げますので今後ともご理解並びにご支援の程よろしくお願い申し上げます。

受託事業所総数 419件 常用使用労働者総数 4,290人
事業主等特別加入者数 357人 確定労働保険料申告・納付額 244,070,159円

標準報酬月額額の定時決定に伴い、
9月分から社会保険料が変更となる場合があります。
給与計算にご注意ください。

1. 定時決定により決定された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。10月支払の給料から控除する健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料が変更になる場合がありますので、ご注意ください。
2. 追って当事務所より【保険料控除額一覧表】をお届けしますので、ご参照の上給料計算をして下さい。

【ご注意】加入する保険制度（「他県のけんぽ協会」「健康保険組合」「厚生年金基金」等）により保険料率が異なりますので、ご注意ください。

詳しくは、当事務所にお問合せください。

最賃引上げて
申請の可能性
あり！

とちぎ賃上げ加速・定着支援金のご案内

従業員一人あたり5万円、1企業あたり最大100万円が支給されます。

1. 令和7年4月1日以降、週所定労働時間が20時間以上の従業員1名につき、令和7年3月31日までの直近の支給額と比較して、賃金を5%以上引き上げること。
2. 企業内の男女間格差の是正につながる、処遇改善取組事項のうち、いずれか1つ以上に取り組むこと。（法令を上回る短時間勤務制度の導入・拡充 etc）

【受付期間】

令和7年5月26日（月）～令和8年1月30日（金）

10月からの最低賃金の引き上げに伴い、賃金を5%以上引き上げる場合には、申請が可能となる場合がございます。詳細につきましては、お気軽にお問い合わせください。

令和7年度 地域別最低賃金 **栃木県は 時給 1,068円（64円増）に決定**

栃木地方最低賃金審議会から栃木労働局長に上記の通り答申（64円引上げ）され、所定の手続きを経て決定されました。**発効予定は令和7年10月1日。**

時給 1,068円未満の場合は見直しが必要となります。決定次第、職業別最低賃金や適用除外の条件などをお知らせ致します。

参考 茨城県 1,074円 群馬県 1,063円 埼玉 1,141円 東京都 1,226円



業務改善助成金

10月1日より栃木県の最低賃金が過去最大規模（64円増）の1,068円となります。企業としては人件費の増加を上回る売上げを確保する必要がありますので、生産性の向上を図ることが重要となります。

今回は10月1日より前に30円以上の事業内最低賃金を引き上げることにより、設備導入費用の3/4を助成する「業務改善助成金」を紹介します。

助成額

事業内最低賃金を引き上げ、労働能率増進に資する設備・機器の導入した場合設備導入費用の3/4助成・・30円の場合60万円(1名)～130万円(10名)

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円



受給事例①（介護施設）

リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮を実現

受給事例②（衣料製造業）

最新ミシン導入により従来と比較して高速度で作業効率アップ



手順

- ① 事業実施計画届の提出（目安：9月10日まで）
- ② 交付決定通知受領後、10月1日より前に30円以上の引上げを実施する
- ③ 設備導入の3/4の助成金受給
- ④ 6か月後に報告作成

詳しくは、当事務所にお問合わせください